

IV 参考資料

1. みやぎスマート農業推進ネットワーク
2. 宮城県無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン

1. みやぎスマート農業推進ネットワーク

みやぎスマート農業推進ネットワーク 会員募集中

ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用するスマート農業技術は、作業の自動化、管理の最適化など生産性を飛躍的に高め、宮城県農業の持続的な発展に不可欠な技術です。

「みやぎスマート農業推進ネットワーク」では、スマート農業技術の普及に向けて、農業者と産学官による情報交換と協働の取組を行います。

会員は随時募集しています。スマート農業を学び、試し、令和の時代の農業を実践しましょう。

1 活動内容

- ・会員同士の情報共有・情報交換
- ・セミナーや現地実演会の開催
- ・スマート農業に関する情報収集

2 対象者

- ・スマート農業に関心がある農業者
- ・農業機械・ICT関連事業者、農業関係団体等
- ・その他、ネットワークの趣旨に賛同する方

3 会費

無料

4 加入申込み方法

別紙の申込書に必要事項をご記入し、郵送／FAX／電子メールいずれかの方法でお申し込みください。



スマート農業技術の例（農水省「農業新技術の現場実装推進プログラム」より引用）



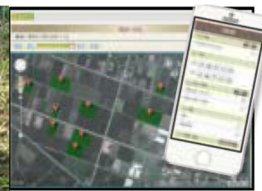
ロボットトラクター
(有人-無人2台協調)



ドローンによる
センシング・農薬散布



リモコン式自動草刈機



営農管理システム

申込み先

〒980-8570
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県 農政部 農業振興課 宛て
電話: 022-211-2837
FAX: 022-211-2839
電子メール: smart_miyagi@pref.miyagi.lg.jp



みやぎスマート農業推進ネットワーク規約

(目的)

第1 本県の農業・農村の持続的発展に向けて、農業者と産学官が連携して、農業分野におけるICT技術等を活用した超省力・高品質生産技術（スマート農業）の普及推進を図るため「みやぎスマート農業推進ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(事業及び活動)

第2 ネットワークは、前項の目的を達成するため、次の事業及び活動を行う。

- (1) スマート農業に係る会員同士の情報交換・情報共有
- (2) スマート農業に係る調査・研究
- (3) スマート農業に関する情報収集
- (4) その他スマート農業の普及、推進に関すること

(会員)

第3 ネットワークの会員は次のとおりとする。

- (1) スマート農業に取り組んでいる又は関心がある農業者
- (2) 農業機械及び農業ICTのメーカー
- (3) 農業団体
- (4) 学術機関、研究機関、各種専門家
- (5) 金融機関
- (6) 市町村
- (7) 宮城県
- (8) その他ネットワークの事業及び活動に賛同する者

(事業等)

第4 ネットワークの事業及び活動については、宮城県農政部農業振興課長（以下「農業振興課長」という。）が開催し招集する。

- 2 農業振興課長は、必要に応じ、会員以外の者にも事業等への参加を認め、説明又は意見等を求めることができる。

(事務局)

第5 ネットワークの事務処理等のため、宮城県農政部農業振興課に事務局を置く。

(加入)

第6 ネットワークへの参加を希望する者は、事務局に別紙加入申込書を提出するものとし、農業振興課長の承認をもって会員とする。

(会費)

第7 会費は無料とする。ただし、事業の実施や活動に伴う負担金等が必要な場合は、その都度徴収する。

附 則

この規約は、令和元年5月1日から施行する。

別紙

みやぎスマート農業推進ネットワーク加入申込書

申込日 年 月 日

(送信先) 宮城県農政部農業振興課普及支援班 宛て

F A X 0 2 2 - 2 1 1 - 2 8 3 9 E-mail smart_miyagi@pref.miyagi.lg.jp

□申込者の情報

法人名，団体名，機関名	
主な業務内容，又は主な生産物	
ご住所	〒
ふりがな ご担当者	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

【個人情報の取扱いについて】

- ・本ネットワークは，加入申込書にご記入いただいた内容の管理に細心の注意を払い，これを適正に取り扱います。
- ・本ネットワークでは，会員名簿を作成し，事業及び活動を円滑に行う目的の範囲内にて利用します。
- ・本ネットワークからのご連絡などは，主に電子メールで行います（郵送はいたしません）。

申込先

宮城県農政部農業振興課普及支援班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8-1

T E L 022-211-2837 F A X 022-211-2839

E-mail smart_miyagi@pref.miyagi.lg.jp

2. 宮城県無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる 農薬の空中散布に係る安全ガイドライン

宮城県農政部
みやぎ米推進課

令和2年2月10日制定

第1 趣旨

本県における無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる農薬の空中散布については、人畜、農産物、周辺環境等に対する安全性を確保し、適正かつ円滑な実施を図るため、農林水産省が定めた「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年7月30日施行、以下「無人ヘリガイドライン」という。）及び「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年7月30日施行、以下「無人マルチガイドライン」という。）のほか、このガイドラインの定めるところにより実施するものとする。

第2 実施計画の策定と計画・実績の報告

実施主体（防除実施者及び防除を自らは行わずに他者に委託する者。以下同じ。）は、宮城県内のほ場等で空中散布を実施する際には、実施計画の策定及び実績報告については、以下によるものとする。

- 1 実施主体は、実施場所、実施予定月日、作物名、散布農薬名、10a当たりの使用量又は希釈倍数等について記載した実施計画を作成する。
- 2 実施主体は、実施計画の策定、実施区域の設定等に当たっては、散布実施区域に係る市町村、団体等と十分に協議し、必要に応じて地方振興事務所、農業改良普及センター、病虫害防除所等の指導機関（以下「関係指導機関」という。）の指導及び助言を受けるものとする。
- 3 実施主体は、1の計画について、無人ヘリコプターの場合には別記様式1により、利用しようとする月の前月10日までに提出することを基本とし、利用しようとする時期が5月から7月までの場合は4月10日までに、8月以降の場合は7月10日までに、宮城県農政部長（以下、「農政部長」という。）宛て提出するものとする。

なお、無人マルチローターについては、提出について実施主体が了承する場合には、別記様式1により、無人ヘリコプターと同様の期日までに管轄の県地方振興事務所長宛て提出するものとする。

- 4 実施主体は、散布実績について、無人ヘリコプターの場合には別記様式2により、利用した時期が4月から12月の場合は12月末日までに、1月から3月の場合は3月末日までに、農政部長宛て提出するものとする。

なお、無人マルチローターについては、提出について実施主体が了承する場合には、別記様式2により、無人ヘリコプターと同様の期日までに管轄の県地方振興事務所長宛て提出するものとする。

- 5 県地方振興事務所長は、3及び4により無人マルチローターの実施主体から提出された散布計画及び実績報告を取りまとめ、農政部長宛て提出するものとする。
- 6 農政部長は、実施主体と養蜂家との間における情報共有の徹底を図り、空中散布の実施による蜜蜂被害の発生を防止するため、3及び5で提出された散布計画を県畜産担当課及び養蜂関係団体に情報提供する。

第3 適正な空中散布の実施

- 1 実施主体は、農薬の飛散等による公衆衛生関係（家屋、学校、水道・水源等）、畜水産関係（家畜、家きん、蜜蜂、蚕、魚介類その他の水産動植物等）、他の農作物関係（散布対象以外の農作物等）及び野生動植物関係（天然記念物等の貴重な野生動植物）への被害防止に十分配慮するとともに、次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 架線等の危険箇所、実施除外区域、飛行経路並びに操縦者及び補助者の経路を示した地図を作成し、当該地図に基づき散布前に実地確認する等、実施区域及びその周辺の状況把握に努めるとともに、必要に応じて危険箇所及び実施除外区域を示す標識を設置すること。
 - (2) 実施区域内への人の立入防止を徹底すること。特に学校、通学路等の周辺で実施する場合にあっては、実施区域周辺に十分注意し、実施区域内に児童、生徒等が立ち入らないようにするため、立て看板を設置する等の措置を徹底すること。
 - (3) 空中散布の対象以外の農作物への危被害防止のための措置を徹底すること。特に実施区域周辺において、飛来する農薬が原因となって有機農産物に関する認証が受けられなくなる等の防除対象以外の農作物への危被害が生じないために必要な措置を徹底すること。
- 2 実施主体は、地域の実態に即した農薬の危害防止、安全対策措置等について関係市町村、団体等と検討し、その内容及び実施計画等を地域住民にチラシその他の広報手段を用いて周知徹底を図り、実施に変更が生じる際には、変更に係る事項についてもあらかじめ周知するものとする。また、実施に当たっては、通勤通学路や人家の周辺及び畜水産関係（特に蜜蜂等）に影響のある地域では、実施日及び実施時間等について十分調整するものとする。

その際、騒音等についても、理解を得るよう努めるものとする。
- 3 実施主体は、農薬の適正管理及び適正使用について、十分に配慮して散布等を実施すると同時に、散布された農薬が公共用水域等に影響しないよう、止水などの基本的な水管理の徹底を図るものとする。
- 4 実施主体は、空中散布の合理的な実施及び危被害の未然防止等に資するため、地域の実状を勘案して、散布飛行状況、散布効果等を調査するものとする。
- 5 実施主体は、より効率良く、かつ、経済的な散布を行うため、作物の生育や病害虫の発生状況の把握、散布能率の向上、散布コストの把握等に努めるものとする。
- 6 実施主体は、空中散布の記録等を保管しておくとともに、その実施区域に係る関係指導機関から求めがあった場合には、これらの記録を提出するものとする。

第4 事故が発生した場合の対応

1 事故は以下の事項とする。

(1) 農薬事故

空中散布中の農薬のドリフト、流出等の農薬事故

(2) その他

無人ヘリコプター又は無人マルチローターの飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案

2 1 (1) に掲げる事故が発生した場合には、実施主体は、無人ヘリコプターの場合は別記様式3、無人マルチローターの場合は別記様式4により、直ちに事故発生地を管轄する県の地方振興事務所長宛てに報告するとともに、別に定める「無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる農薬の空中散布時に生じた事故発生後の取扱いについて」に基づき適切に対処するものとする。

3 1 の(2) に掲げる事故が発生した場合には、実施主体は、東京航空局保安部運用課又は事故発生地を管轄する空港事務所に報告すること。

なお、東京航空局保安部運用課又は空港事務所に報告した場合は、別記様式5により、事故発生地を管轄する県の地方振興事務所長宛て報告すること。

4 地方振興事務所長は、実施主体から報告があった場合、農政部長宛てに報告するものとする。

第5 指導体制

1 一般社団法人宮城県植物防疫協会は、宮城県産業用無人ヘリコプター推進連絡協議会（以下、「県協議会」という。）の事務局として、実施主体、県及び一般社団法人農林水産航空協会と連絡をとり、安全運行、技術改善に協力するものとする。

2 県は、県協議会と連携し、危被害防止対策等について周知徹底を図るものとする。

3 関係指導機関は、無人ヘリガイドライン、無人マルチガイドライン及びこのガイドラインに基づき、適正に作業が実施されるよう、技術等の指導に当たるものとする。

4 市町村は、関係指導機関と連携を図り、実施主体に対し、作業の安全かつ円滑な実施等の指導に当たるものとする。

第6 その他

ゴルフ場内の無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる防除の手続きについては、農政部長が別に定める。

附則

このガイドラインは、令和2年2月10日から施行する。

みやぎスマート農業（水田作）活用の手引き

編集発行 宮城県農政部農業振興課内
宮城県農業革新支援センター
電話番号 022-211-2837
ファックス 022-211-2839

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosin/>



R70 古紙配合率70%再生紙を
使用しています。



このチラシは750部作成し、
1部あたりの単価は231円です。